

採取計画の認可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)に基づく採取計画の認可に係わる事務の適正化及び災害防止の確保を図るため、法令に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(認可前検査)

第2条 法第33条の認可を受けようとする者(以下「認可申請者」という。)は、認可期間満了5月前までに認可前検査願書(採石業登録関係手続き及び採取計画認可関係手続等様式集(以下「様式集」という。)様式第24)を当該岩石採取場の所在地を管轄する地方機関(以下「地方機関」という。)を経由して知事へ提出しなければならない。

2 知事は、前項の願書を受理したときは認可申請者、岩石採取場所在市町等関係行政機関及び連帯保証人(以下「関係者」という。)立ち会いのもとに当該岩石採取場の認可予定期間決定のための検査(以下「認可前検査」という。)を行い、改善を要する事項があるときはその旨認可申請者に通知しなければならない。

(認可予定期間)

第3条 採取計画の認可予定期間は、7年を限度とする。ただし、新規に岩石採取場を開設するとき及び法第32条の10又は法第33条の12の規定に基づく処分を受けた後の最初の認可申請であるときは、1年を限度とする。

2 知事は、認可前検査時に操業状況、従前における採取計画の遵守状況及び災害防止等についての自主規制の努力の度合いを評価し、次の基準に基づき認可予定期間を決定するものとする。ただし、基準の期間が他法令の許認可期間又は土地の使用権限についての契約期間と一致しないときは、いずれか短い方の期間とする。

認可予定期間決定基準	期間
認可前検査による評点が50点未満のとき	1年
認可前検査による評点が50点以上60点未満のとき	2年
認可前検査による評点が60点以上70点未満のとき	3年

認可前検査による評点が70点以上80点未満のとき	4年
認可前検査による評点が80点以上90点未満のとき	5年
認可前検査による評点が90点以上のとき	6年
申請者が認可前検査願書提出時に当該岩石採取場の跡地整備に必要な資金を採石業にかかる中小企業等組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）に預け、又は、市町等に供託したことを証する書面、若しくは跡地整備に必要な資金を確認できる金融機関の残高証明書を添付しているときは上記期間に1年を加える。	

3 監理課長は、決定した認可予定期間を認可申請者へ通知するものとする。

(認可申請書等の提出期限)

第4条 認可申請者は、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。)第8条の15第1項の規定に基づく申請書(以下「認可申請書」という。)及び第2項の規定に基づく添付書類(以下「認可申請書等」という。)を採石着手日又は認可期間満了日の2月前までに地方機関を経由して知事へ提出しなければならない。

2 認可申請の期間は前条第2項により通知された期間を限度とする。

(変更認可申請書等の提出期限)

第5条 法第33条の5の変更認可を受けようとする者(以下「変更認可申請者」という。)は、規則第8条の16第1項の規定に基づく申請書(以下「変更認可申請書」という。)及び第2項の規定に基づく添付書類(以下「変更認可申請書等」という。)を当該変更を行おうとする日の3月前までに、地方機関を経由して知事へ提出しなければならない。

(軽微な変更の届書)

第6条 法第33条の5第2項に定める採取計画の軽微な変更の届をしようとする者は、あらかじめ採取計画変更届書(様式集「様式第16-2」。以下「変更届書」という。)を地方機関を経由して知事へ提出し、受理された後に変更に着手しなければならない。

(提出部数)

第7条 認可申請書等及び変更認可申請書等の提出部数は、正本は1部とし、副本は岩石採取場が所在する市町の数に2を加え、他の関係機関に協議する必要がある場合はさらにその数を加えた数とする。

2 変更届書の提出部数は、正本は1部とし、副本は岩石採取場が所在する市町の数に1を加え、他の関係機関に協議する必要がある場合はさらにその数を加えた数とする。

(認可申請書等、変更認可申請書等及び変更届書の作成)

第8条 認可申請書等、変更認可申請書等及び変更届書は様式集の作成要領及び添付書類により作成すること。

(跡地整備年次計画書)

第9条 認可申請書には認可申請期間に応じた跡地整備年次計画書(様式集「様式第25-2」)を添付しなければならない。

2 変更認可申請書には認可の残存期間に応じた跡地整備年次計画書を添付しなければならない。

(災害防止及び跡地整備の保証)

第10条 認可申請書及び変更認可申請書には採取計画認可期間中及び採取終了後における災害防止措置及び跡地整備について一般社団法人長崎県採石協会及び事業協同組合を連帯保証人とする連帯保証書を添付しなければならない。

2 認可申請者若しくは変更認可申請者が一般社団法人長崎県採石協会の会員でないとき又は事業協同組合の組合員ではないときは、前項の規定にかかわらず、前項のそれぞれの連帯保証書に代えて採石業者又は建設業者1名以上を連帯保証人とする連帯保証書を添付しなければならない。この場合において連帯保証人は、原則として、長崎県において採石業者又は建設業者として登録されている者とする。

3 前項の連帯保証人は、原則として、直近2年度の決算において損失を計上していない等、保証能力が十分であると認められる者でなければならない。

(自治会等との協定)

第11条 認可申請者又は変更認可申請者は、申請にあたってはあらかじめ関係自治会等に採取計画を説明するとともに採石に起因する災害及び公害の防止対策を盛り込んだ

協定書若しくはこれに替わる書面(以下「協定書等」という。)を締結し、その写しを認可申請書及び変更認可申請書に添付しなければならない。

2 前項の協定書等には当該協定に係わる自治会等の総会又は役員会の議事録の写しを添付するよう努めなければならない。

(市町長との協定)

第12条 認可申請者又は変更認可申請者は、申請にあたってはあらかじめ関係市町長に採取計画を説明するとともに協定書を締結するよう努めなければならない。協定書を締結したときはその写しを認可申請書及び変更認可申請書に添付するものとする。ただし、前条第1項の協定書等において市町長が当事者又は立会人となるときはこの限りではない。

(認可申請書等、変更認可申請書等及び変更届書の受理)

第13条 知事は、認可申請書等、変更認可申請書等及び変更届書の提出があったときは、当該申請書及び届書の記載事項及び添付書類の審査を行い、適當と認められるときは受理しなければならない。

2 採取計画における審査の基準は、関係法令又はこの要領に定めるもののほか経済産業省資源エネルギー庁において作成した「採石技術指導基準書(平成15年版)」によるものとする。

(市町長からの意見への対応)

第14条 土木部長は、法第33条の6の規定に基づき、市町長から提出された意見書の写しを認可申請者又は変更認可申請者へ送付するものとする。

2 認可申請者及び変更認可申請者は、前項の送付があったときは当該意見に対する対応方針を記した書面を土木部長へ提出しなければならない。

(関係機関の意見聴取)

第15条 土木部長は、認可申請の区域及び周辺300m以内に公共の用に供する施設があるときは、関係機関の意見を聴取し、支障があるときはその旨申請者に通知しなければならない。

(変更認可前検査)

第16条 知事は、変更認可申請書等を受理したときは、変更認可申請者及び関係者立ち会いのもとに当該岩石採取場を検査し、改善を要する事項があるときは、その旨申請者に通知しなければならない。

2 採取計画変更後の認可期間は、現に有効な認可の期間とするが、残存期間が当該認可期間の3分の1以下である場合には、申請者は監理課と事前協議のうえ、新たな認可として申請することができる。ただし、当該認可期間が3年以下のものについては適用しない。

(認可等の指令書の交付)

第17条 知事は、認可申請書等、変更認可申請書等及び跡地整備年次計画書の内容を審査し、第2条第2項の認可前検査、第15条の関係機関の意見、前条第1項の検査及び法33条の6の市町長の意見を参照して認可、不認可の決定を行い、認可指令書又は不認可指令書(以下「認可指令書等」という。)に申請書の副本を添えて認可申請者及び変更認可申請者に交付するものとする。(以下 認可指令書を交付された者を「認可採石業者」という。)

(認可等の指令書の通知)

第18条 土木部長は、前条の交付があったときは、関係者に認可指令書等の写しを添えて通知するものとする。

(跡地整備の実施及び報告)

第19条 認可採石業者は跡地整備年次計画書に従って跡地整備を行わなければならぬ。

2 跡地整備年次計画書を変更する必要が生じたときは、認可採石業者は跡地整備年次計画変更書(様式集「様式第25-3」)を地方機関を経由して監理課長へ提出しなければならない。提出部数は、正本は1部とし、副本は岩石採取場が所在する市町の数に1を加え、他の関係機関に協議する必要がある場合はさらにその数を加えた数とする。

3 認可採石業者は前年に実施した跡地整備の報告書(様式集「様式25-4」)を作成し、毎年1月末までに地方機関を経由して監理課長へ提出しなければならない。提出部数は前項の数とする。(認可又は変更認可後1年を経過しないものは除く。)

(休止又は廃止の届書)

第20条 法第33条の10に定める休止又は廃止の届書は、採取計画認可期間中に地方機関を経由して知事へ提出するものとする。ただし、法第34条の8に該当する岩石採取場においては休止又は廃止を行う前に提出するものとする。

- 2 土木部長は、前項の届書の提出があったときは、認可申請書又は変更認可申請書に添付された跡地整備年次計画書との整合性を確認し、及び岩石の採取に起因する災害の発生を未然に防止するため、認可採石業者及び関係者立ち会いのもとに現地調査を行い、採石業者に対して必要な助言又は指導を行うものとする。
- 3 土木部長は、第1項の届書を受理した場合はその旨を関係者に通知するものとする。

(認可の取消等)

第21条 知事は、認可採石業者に対して法第33条の12に規定する認可の取り消し又は岩石の採取の停止を命じたときは、その旨を関係者へ通知するものとする。

(採取を廃止した者に対する災害防止命令等)

第22条 知事は、法第33条の17に規定する命令を行ったときは、その旨を連帯保証人等へ通知するとともに必要な履行保証を要請するものとする。

- 2 前項により指示した防災措置が完了していないときは、当該採石業者にかかる他の石採取計画の認可は、その防災措置が完了するまで留保するものとする。

(災害の報告等)

第23条 認可採石業者は、岩石の採取に伴う事故又は災害が発生したときは直ちに知事へ事故又は災害の概略を報告するとともに、その発生の日から2週間以内に知事あてに災害等発生状況報告書(様式集「様式第29」)を提出しなければならない。

- 2 認可採石業者は、災害発生のおそれがあるときは直ちにその旨を知事あてに報告しなければならない。

(立入検査結果の通知等)

第24条 知事は、災害の発生を未然に防止するため、及び跡地整備の進捗状況を検査するため、職員をして隨時岩石採取場内に立ち入らせ、施設その他を立入検査させるとともに、改善を要する事項が認められる場合は採石場立入検査結果通知書(様式集「様式第30」)によりその旨認可採石業者に通知するものとする。

2 認可採石業者は前項の通知を受領した日から3月以内に当該事項について立入検査結果通知に対する措置状況報告書(様式集「様式第30-2」)により改善結果を報告しなければならない。なお、改善できない事項又は改善が遅れる事項がある場合はその理由を報告書に記すものとする。

(国等に対する適用)

第25条 第10条の規定は法第42条の2の適用がある採取計画については適用しない。

2 法第42条の2に規定する協議はこの要領の手続の例により行わなければならない。

(適用除外の岩石採取場の取扱等)

第26条 法第34条の8に規定されている適用除外岩石採取場については、別添「適用除外岩石採取場に関する取扱いについて」によるものとする。

(付則)

1 この要領は昭和55年5月1日より施行する。

2 この要領施行の日から昭和56年4月30日までの間(以下「評定期間」という。)に行われた採取計画の認可期間は第6条の規定(県内において新規に採石場を開設するもの及び過去5カ年間において法第32条の10または法第33条の12の規定に基づく処分を受けたものを除く。)にかかわらず4年とする。

ただし評定期間に第6条に定める「認可期間の決定基準」に基づく平均評点が80点未満のときは、その認可期間を、その始期から起算して3年、2年又は1年とする。

3 この要領は平成7年1月1日から適用する。

4 この要領は平成11年4月1日から適用する。

5 この要領は平成12年4月1日から適用する。

6 この要領は平成16年4月1日から適用する。

7 この要領は平成16年8月1日から適用する。

8 この要領は平成19年9月1日以降に認可期間が満了する採石場及び新たに開設する採石場の認可申請並びに変更に着手する変更認可申請から適用する。

9 この要領の適用前に締結された協定書その他これに類する書面で、現に有効なものがある場合は、第11条及び第12条の規定にかかわらず、その写しを認可申請書及び変更認可申請書に添付することができる。

(付則)

1 この要領は平成20年4月1日から適用する。

2 この要領は平成27年8月1日から適用する。

適用除外岩石採取場に関する取扱いについて

・採石法第34条の8が適用される岩石採取場

適用除外岩石採取場は、採石法施行令第1条に基づく判定を行うものとし、下記の条件を全て満たすものとする。

1. 岩石の採取に伴う災害の発生すおそれのないもの。
2. ベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母、及びひる石以外の岩石の採取を行うもの。
3. もっぱら碎石以外の石材の生産の用に供するために行うもの。
4. 主として人力により露天掘りで行うもの（人力補助として機械使用も可能）。

※採石法施行令第1条の第2号では、「主として人力」となっているが、石の掘り起こし及び近距離への移動については、人力の補助と解釈し、掘削機械の使用もやむを得ないものと判断し、次のとおりとする。

- ・岩石採取にあたっては火薬の使用はしないこと。
 - ・穿孔及びブレーカーの装着をしていない掘削機械にて、もっぱら岩石の掘り起し及び近距離の移動を行うための機械使用については人力補助として認める。
 - ・製品の小割りのための削孔用削岩機及び少量の火薬使用は可能とする。
5. 岩石の採取に従事する者が5人以下であるもの。

・適用除外の申請

採石法第34条の8に規定する適用除外を受けようとするものは、採石業登録関係手続き及び採取計画認可関係手続等様式集「様式第32号」に必要事項を記入のうえ添付書類とともに3部（正：監理課1部、副2部（出先機関控え1部、採石業者控え1部））を県の出先機関に提出するものとする。

・適用除外の適用期間について

採石法第34条の8に規定する適用除外については、業務管理者及び採取計画に関する規定は適用されないため、認可期間の設定は行わない。

・その他

適用除外の通知時に記載すべき事項

- 1) 申請内容を変更する場合は事前に県と協議すること。
- 2) 岩石採取に伴い災害を発生させた場合は適用除外を取り消すことがある。
- 3) 採石技術指導基準を遵守し、汚濁水対策・粉塵対策・事故防止に万全の措置をすること。さらに、景観の保持に努め許認可庁の許可条件を遵守するとともに、関係者との

協議事項については誠意をもって履行し、問題が発生した場合は自らの責任において解決を図ること。

- 4) 公害や災害が発生した場合は、応急処置をとるとともに速やかに県に報告すること。
- 5) 県は2年に1回程度の現地調査を実施し、適用除外の要件に該当するか否かの確認を行い該当しない場合は適用除外を取り消すことがある。また、このほかに事故、災害の発生時及び現地調査が必要と判断された場合は現地調査を行うことがある。
- 6) 岩石の採取を廃止した場合は、遅滞なく、その旨を県に届け出ること。